

サービスの質の向上に向けて

宮 城 県
福祉サービス第三者評価の
ご 案 内

宮城県福祉サービス第三者評価
シンボルマーク



宮城県保健福祉部社会福祉課
(令和7年10月版)

1 福祉サービス第三者評価とはどんなもの？

●福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは、福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。

●福祉サービス第三者評価の目的は？

① サービスの質の向上

福祉サービスの具体的な改善点を把握することで、サービスの質の向上を図ります。

② 利用者への情報提供

評価結果を公表することで、利用者が福祉サービスを選択するための情報となります。

2 福祉サービス第三者評価はなぜ必要？

福祉サービス第三者評価は、社会福祉法第 78 条第 1 項に定められた事業者の責務（努力義務）を果たすための一つの方法として制度化されたものです。受審（評価を受けること）と評価結果の公表は任意ですが、利用者本位の福祉の実現のため、また福祉サービスの質の向上のため、多くの事業者が第三者評価に取り組むことが推奨されています。

なお、社会的養護施設（児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設）は、平成 24 年度から、3 年に 1 回以上の受審と評価結果の公表が義務づけられています。

社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）

（福祉サービスの質の向上のための措置等）

第 78 条 社会福祉事業の経営者は、自らその提供する福祉サービスの質の評価を行うことその他の措置を講ずることにより、常に福祉サービスを受ける者の立場に立って良質かつ適切な福祉サービスを提供するよう努めなければならない。

2 国は、社会福祉事業の経営者が行う福祉サービスの質の向上のための措置を援助するために、福祉サービスの質の公正かつ適切な評価の実施に資するための措置を講ずるよう努めなければならない。

３ 福祉サービス第三者評価では、何を評価するの？

福祉サービス第三者評価は、宮城県が国のガイドラインを踏まえて策定した、「評価基準」及び「評価の判断基準・評価の着眼点・評価基準の考え方と評価の留意点」に沿って行われます。

評価基準は、各サービス共通の「共通評価」と、サービス種別ごとの「内容評価」で構成されています。宮城県では、「保育所版」「障害者・児福祉サービス版」「高齢者福祉サービス版（特別養護老人ホーム版／養護老人ホーム・軽費老人ホーム版／通所介護版／訪問介護版）」「救護施設版」「幼保連携型認定こども園版」「地域型保育事業版」を定めています。

（１）共通評価（４５項目）

共通評価では、組織運営や人材育成、改善への取組などのマネジメントや、利用者を尊重するサービス提供体制の整備状況等について評価します。

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針
	2 経営状況の把握
	3 事業計画の策定
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組
Ⅱ 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ
	2 福祉人材の確保・育成
	3 運営の透明性の確保
	4 地域との交流、地域貢献
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス
	2 福祉サービスの質の確保

（２）内容評価（２０項目程度）

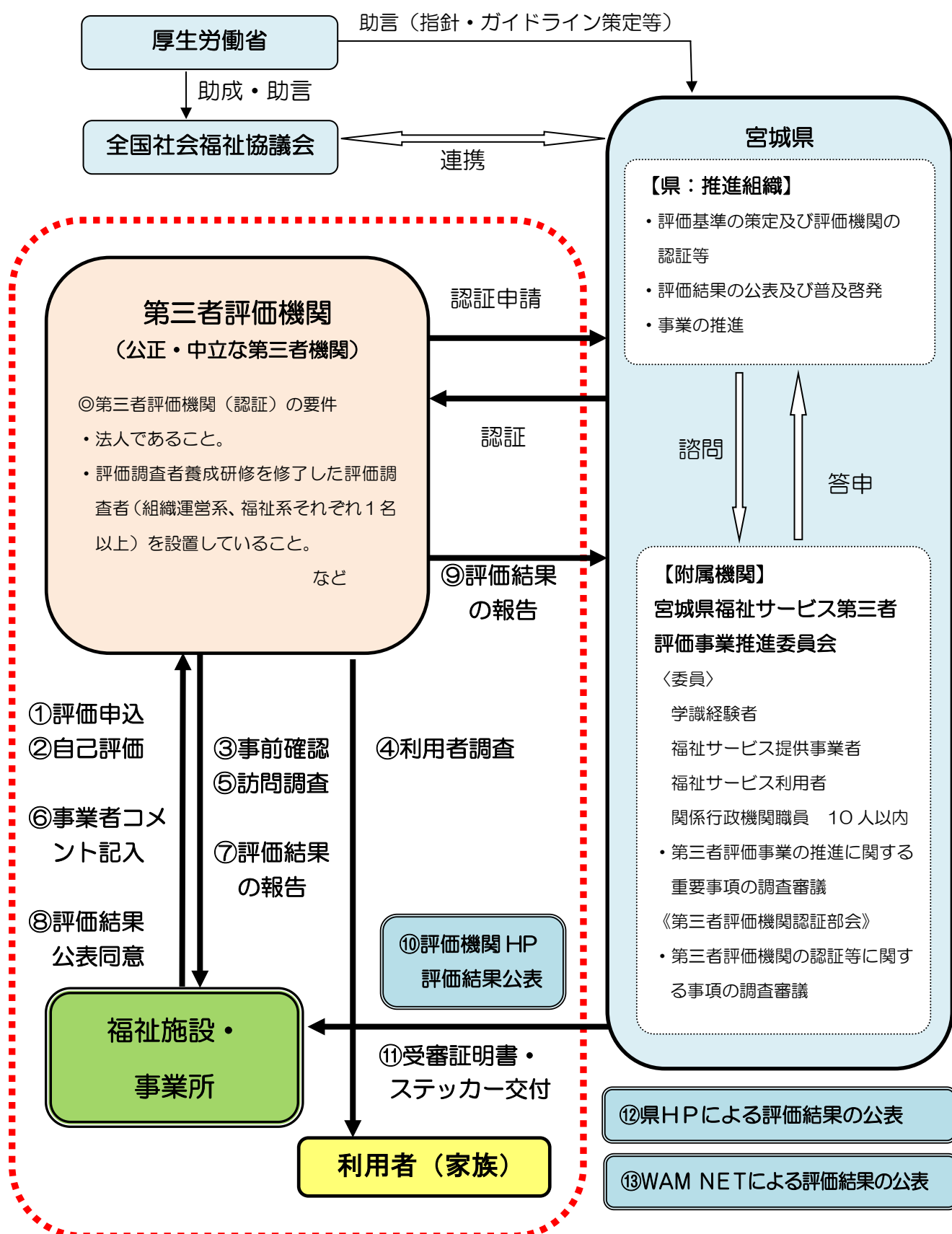
内容評価では、サービスの種別ごとに、福祉施設・事業所の特性や専門性を踏まえたサービス・支援内容を評価します。具体的なサービスの場面について評価する内容となっています。

（評価基準の一例）

- 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境の整備【保育所】
- 利用者の自己決定を尊重した個別支援と取組、利用者の意思を尊重する支援としての相談等の実施【障害者・児福祉サービス】
- 認知症の状態に配慮したケア【高齢者福祉サービス】

※第三者評価の受審が義務づけられている社会的養護施設については、全国共通の認証を全国社会福祉協議会から受けた第三者評価機関が、全国共通の評価基準に基づき評価を行います。詳しくは、全国社会福祉協議会のホームページをご覧ください。

4 福祉サービス第三者評価の流れは？



5 第三者評価機関には、どんなところがあるの？

株式会社 福祉工房	
所在地	仙台市青葉区国見一丁目19番6号-201
電話番号	022-727-8820
ウェブサイト	http://www.f-kobo.co.jp
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

特定非営利活動法人 介護・福祉サービス非営利団体ネットワークみやぎ	
所在地	仙台市青葉区柏木一丁目2番45号
電話番号	022-276-5202
ウェブサイト	https://www.kaigonet-miyagi.jp
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

特定非営利活動法人 メイアイヘルプユー	
所在地	東京都品川区西五反田一丁目26番2号-714
電話番号	03-3494-9033
ウェブサイト	http://www.meiai.org/
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス

株式会社 評価基準研究所	
所在地	東京都千代田区内神田2-4-4
電話番号	03-3251-4150
ウェブサイト	http://ires.co.jp/
評価対象	保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス（通所・訪問介護事業を除く）、幼保連携型認定こども園

一般社団法人 宮城県介護福祉士会	
所在地	仙台市青葉区上杉一丁目6-10
電話番号	022-398-5767
ウェブサイト	http://miyagi-kaigo.jp/
評価対象	障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス

一般社団法人 宮城県社会福祉士会	
所在地	仙台市青葉区三条町10-19
電話番号	022-233-0296
ウェブサイト	http://www.macsw.jp/
評価対象	保育所、社会的養護施設、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

合同会社 中川	
所 在 地	仙台市青葉区小田原4-11-8
電 話 番 号	022-256-1931
ウェブサイト	https://welfare-seo.com/
評 価 対 象	保育所、障害者・児福祉サービス、高齢者福祉サービス（訪問介護事業を除く）、救護施設、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業

- ※ 社会的養護施設：児童養護施設、乳児院、児童心理治療施設、児童自立支援施設、母子生活支援施設
- ※ 高齢者福祉サービス：特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、通所介護、訪問介護
- ※ 評価機関ごとに、サービスの種別や利用定員に応じて評価料金を設定しています。詳しくは、各評価機関にお問合せください。

（参考：県内受審件数）

平成21年度 8件、平成22年度 1件、平成23年度 7件、平成24年度 3件、
 平成25年度 13件、平成26年度 23件、平成27年度 18件、平成28年度 20件、
 平成29年度 27件、平成30年度 13件、令和元年度 21件、令和2年度 15件、
 令和3年度 10件、令和4年度 20件、令和5年度 18件、令和6年度 17件

6 福祉サービス第三者評価の受審の効果は？

【組織内の効果】

- 福祉サービスの質に関わる改善点や成果が明らかになります。
- 改善すべき点が明らかになるため、サービスの質の向上に向けて具体的な目標設定が可能となります。
- 第三者評価を受ける過程を通じて、職員の自覚や改善意欲の醸成、課題の共有が促進されます。

【対外的な効果】

- 福祉サービスの質の向上・改善に取り組んでいることを利用者や家族、地域に発信でき、信頼の獲得と向上が図られます。
- 評価結果を広く社会に発信することで、事業運営の透明性が図られ、福祉施設・事業所の理念・基本方針やサービス・支援の内容、特徴をアピールすることができます。

～ 受審された事業所の方々の声をご紹介します ～

- 自分達の実施している事業や業務運営に関して、客観的に評価いただいただけではなく、改善に向けての御提案やアドバイスを具体的にいただき、事業運営に活かすことが出来た。
- 客観的な立場から評価して頂いたことで、新たな課題や改善点に気づくことができた。また、取り組めていることについて評価頂いたことは職員の自信にも繋がった。職員の自覚を促し、業務内容を見直す良い機会となった。
- 事業所としてあるべき姿や現状の不十分な点を再確認し、改善すべき点の気付きに役立ち、今後の方向性が明確になった点が良かった。



宮城県保健福祉部社会福祉課

〒980-8570 宮城県仙台市青葉区本町3丁目8-1

電話：022-211-2516

FAX：022-211-2594

E-mail：syahukd@pref.miyagi.lg.jp

※福祉サービス第三者評価の詳細は、県ホームページに掲載しています。

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/syahuku/daisansya-index.html>

「宮城県 福祉サービス第三者評価」で検索してください。